

## 第26期東京都自然環境保全審議会第1回温泉部会

日 時 令和5年7月21日(金曜日)午前11時30分～  
形 式 WEB会議

### 会 議 次 第

#### 1 開 会

#### 2 議 事

##### 審議事項

- ① 部会長の選任について
- ② 部会長代理の指名について
- ③ 諮問第484号 墨田区堤通の温泉動力の装置について
- ④ その他

#### 3 閉 会

#### 【配付資料】

- 資料1 第26期東京都自然環境保全審議会 温泉部会委員名簿
- 資料2 東京都自然環境保全審議会規則
- 資料3 東京都自然環境保全審議会運営要領
- 資料4-1 諮問第484号 墨田区堤通の温泉動力の装置について（概要版）
- 資料4-2 事業者説明資料
- 資料4-3 許可基準の適合状況
  - 参考資料1 温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について
  - 参考資料2 温泉動力の装置の許可に係る審査基準
  - 参考資料3 温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて
  - 参考資料4 東京都における温泉の許可基準に係る指定地域

## 第26期東京都自然環境保全審議会 温泉部会委員名簿

令和5年7月21日  
(敬称略)

氏名	役職名等
板寺 一洋	神奈川県温泉地学研究所所長
木川田 喜一	上智大学教授
窪田 ひろみ	(一財)電力中央研究所サステナブルシステム研究本部 上席研究員
益子 保	益子温泉調査事務所代表
安川 香澄	(独)エネルギー・金属鉱物資源機構特命参与
石田 眞	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合理事長
布山 裕一	流通経済大学講師

## 東京都自然環境保全審議会規則

昭和 47 年 12 月 5 日  
規則 第 276 号改正 昭和 55 年 12 月 1 日規則第 173 号  
平成 12 年 3 月 31 日規則第 201 号  
平成 13 年 3 月 29 日規則第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京における自然の保護と回復に関する条例  
(平成 12 年東京都条例第 216 号) 第 12 条第 9 項の規定に基  
づき東京都自然環境保全審議会(以下「審議会」という。)の組織  
及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。  
2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。  
3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がそ  
の職務を代理する。

(部会)

第 3 条 審議会は、専門的事項に関する調査審議を分掌させるた  
め、部会を置くことができる。  
2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。  
3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを  
定める。  
4 部会長は、部務を掌理し、部会の調査又は審議の経過及び結果  
を会長に報告する。

(招集)

第 4 条 審議会又は部会は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

(議事)

第 5 条 審議会又は部会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の  
過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。  
2 審議会又は部会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある  
臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、それぞれ会  
長又は部会長の決するところによる。

(補欠の委員の任期)

第 6 条 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の  
残任期間とする。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会及び部会の議事及び  
運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 55 年規則第 173 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 12 年規則第 201 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年規則第 47 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

## 東京都自然環境保全審議会運営要領

平成12年1月17日会長決定

改正 平成13年5月17日会長決定

平成14年6月10日会長決定

平成15年4月16日会長決定

令和5年3月31日会長決定

### (目的)

第1 この要領は、東京都自然環境保全審議会規則（平成13年東京都規則第47号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、東京都自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (部会の設置)

第2 審議会に、規則第3条の規定に基づき計画部会、規制部会、鳥獣部会及び温泉部会を置く。

### (部会の分掌)

第3 東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）第12条第2項各号の調査審議は、次に掲げた部会が分掌するものとする。ただし、同項第3号に掲げる事項については、鳥獣部会の意見を聴くことができる。

(1) 計画部会は、同項第1号、第2号、第3号及び第6号に関すること。

(2) 規制部会は、同項第4号に関すること。

(3) 鳥獣部会は、同項第5号に掲げる事項のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定によりその権限に属された事項に関すること。

(4) 温泉部会は、同項第5号に掲げる事項のうち温泉法の規定によりその権限に属された事項に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、自然の保護と回復に関する重要事項に関しては関係する部会とする。

### (部会の運営)

第4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

2 部会長は、必要がある場合、関係者の出席を求めることができる。

### (議事録等)

第5 審議会及び部会においては会議ごとに議事録を作成することとする。

### (公開等)

第6 審議会及び部会は公開とする。ただし、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「公開条例」という。）第7条に規定する非開示情報に係る案件を調査審議する場合にあっては、

その理由を明らかにした上で一部又は全部を非公開とすることができる。

- 2 第1項ただし書に基づく非公開は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、それぞれ会長又は部会長の決するところによる。
- 3 審議会及び部会の議事録並びに提出した資料は、公開とする。ただし、第1項のただし書の規定に基づき開催した審議会及び部会の議事録並びに提出した資料については、公開条例第7条の非開示情報に該当する部分について非公開とする。

#### (会議の傍聴等)

第7 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、審議会及び部会の会議ごとに、あらかじめ報道関係者以外の者に交付する傍聴券の数を定めることができる。

- 2 傍聴券は、会議の当日受付で、報道関係者及び報道関係者以外の者の別に、それぞれ先着順に1人1枚を交付する。
- 3 審議会及び部会の会議を傍聴しようとする者が会議場に入室するときには、傍聴券を事務局職員に提示させるものとする。
- 4 会長及び部会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に議事を妨害しないよう注意するなど必要な指示をし又は事務局職員に指示させることができる。
- 5 会長及び部会長は、前項の指示をしたにもかかわらず、会議の運営が困難であると認めるときは、傍聴人を退室させることができる。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成12年1月17日から施行する。
- 2 公開条例施行以前に開催された審議会の議事録及び部会の会議要録並びに提出した資料については、東京都公文書の開示等に関する条例（昭和59年東京都条例第109号）第9条第6号の規定に基づき非開示と決定したものは、開示しないこととする。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成13年5月17日から施行する。
- 2 この要領は、平成14年6月10日から施行する。
- 3 この要領は、平成15年4月16日から施行する。
- 4 この要領は、令和5年3月31日から施行する。

## 諮問第 4 8 4 号

## 墨田区堤通の温泉動力の装置について

- |   |     |               |
|---|-----|---------------|
| 1 | 申請者 | 株式会社アトラ       |
| 2 | 目的  | 新規温浴施設へ供給（浴用） |
| 3 | 申請地 | 墨田区堤通地内       |
| 4 | 地目  | 宅地            |

## □ 掘削工事の経緯

- |                  |        |
|------------------|--------|
| 令和 4 年 2 月 22 日  | 掘削許可処分 |
| 令和 4 年 10 月 17 日 | 掘削工事完了 |

## □ 温泉の現況

- |       |                          |
|-------|--------------------------|
| 深 度   | 1,500 メートル               |
| 静 水 位 | GL-14.8 メートル             |
| 動 水 位 | GL-232.0 メートル（連続揚湯試験実施時） |
| 泉 温   | 40.0 °C                  |
| 泉 質   | 含よう素 - ナトリウム - 塩化物強塩温泉   |

## □ 申請する動力

- |        |                         |
|--------|-------------------------|
| 出 力    | 5.5 キロワット               |
| 吐出口断面積 | 5.98 平方センチメートル          |
| 吐 出 量  | 50 リットル／分（全揚程 155 メートル） |

## □ 揚湯量 49.25 立方メートル／日

## □ 申請地周辺の状況等（図 1 ～ 3 及び写真①～③）

- |         |   |
|---------|---|
| 土 地     | 土地所有者の承諾済   |
| 周 辺 概 況 | 東武伊勢崎線曳舟駅から北西に約 800m。隅田川から約 100m。周辺はマンションや、住宅、商業施設等が立地。既存倉庫をリニューアルし、温浴施設とする予定 |

- |                 |    |
|-----------------|----|
| 既 存 源 泉（半径 1km） | なし |
| 水道水源井戸等（半径 1km） | なし |
| 湧 水（半径 1km）     | なし |

## □ 他法令関係 特になし

## □ 可燃性天然ガス対策 動力の装置後、温泉の採取の許可申請予定

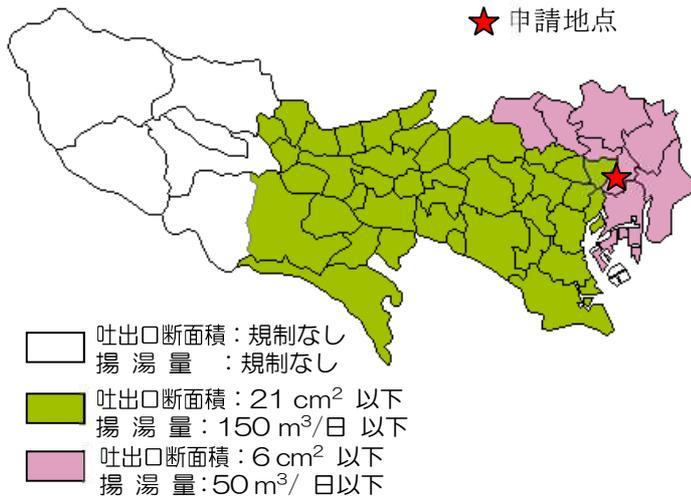
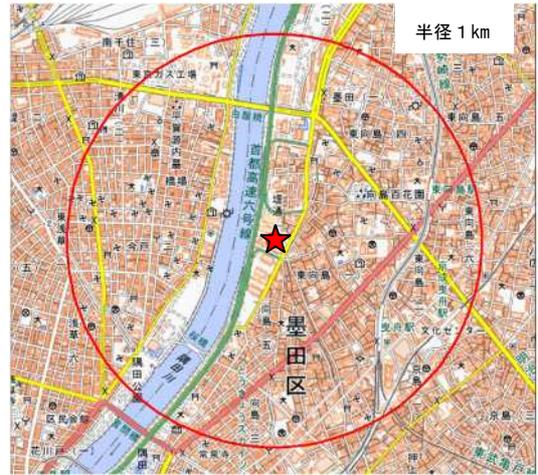
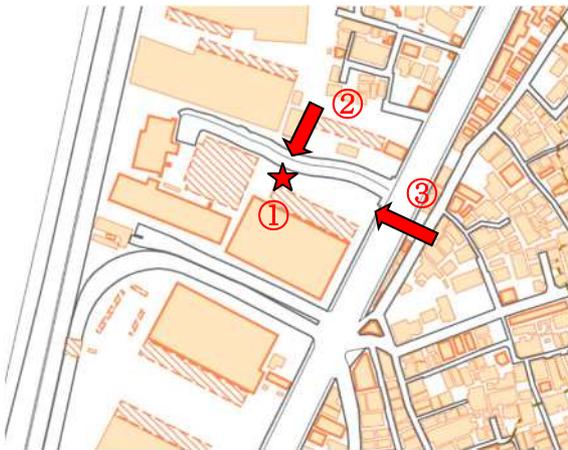


図1 申請地（広域図）



地理院地図（タイル）（国土地理院）を加工して作成

図2 周囲 1 km 付近の様子



地理院地図（タイル）（国土地理院）を加工して作成

図3 詳細図（撮影方向）



①申請地点



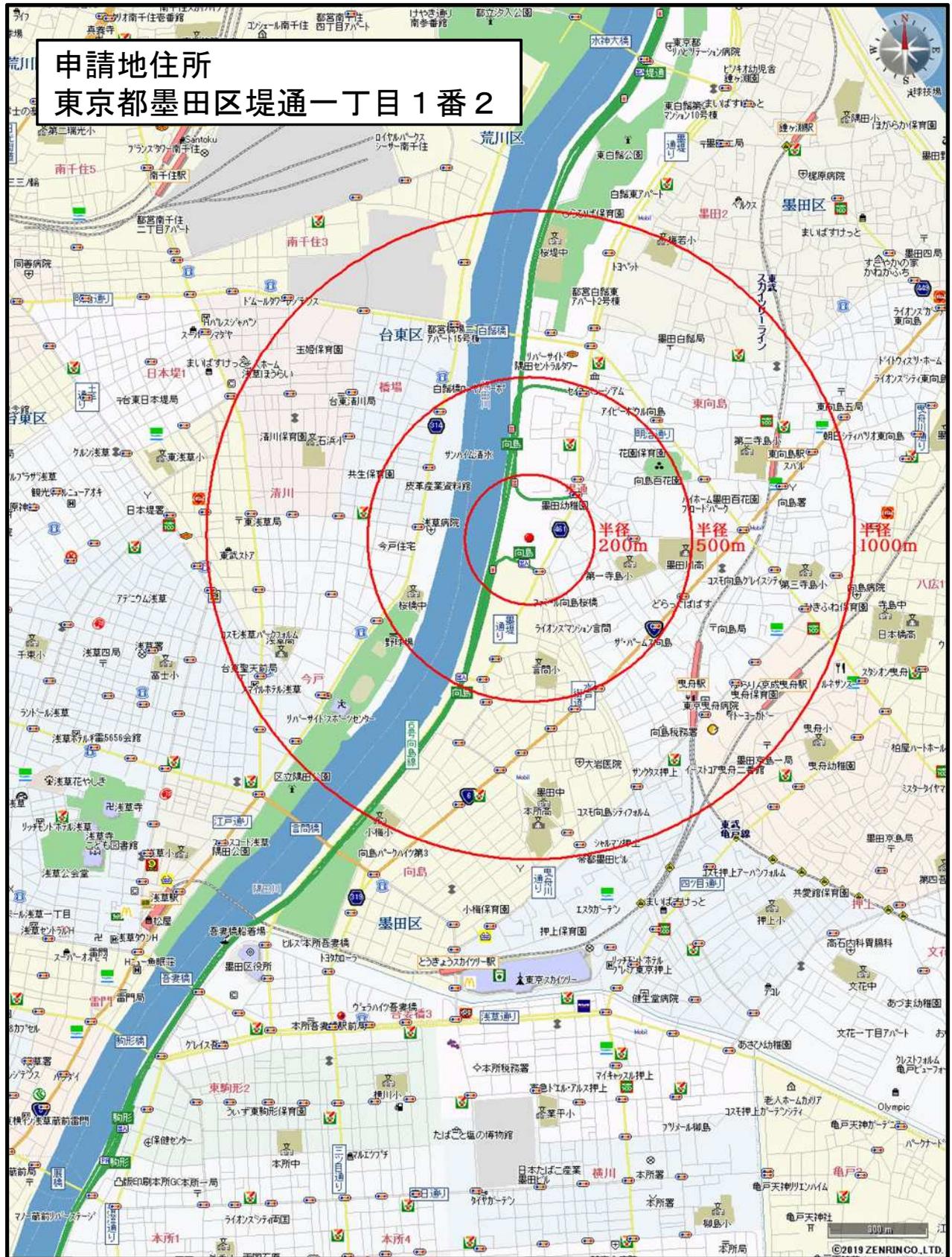
②申請地点周辺



③申請地点周辺

墨田区堤通の温泉動力の装置について  
(事業者説明資料)

# 1. 動力装置設置地点



## 2. 掘削中の周辺状況

- ・ 周囲の湧水調査

本掘削により、湧水が発生したことはありません。

- ・ 掘削中の苦情等

(1) 仮設作業開始前に防音シート（安全鋼板 H-3.00m）を現場周囲に設置しました。又、掘削時間も8:00～18:00を厳守し騒音苦情はありませんでした。

(2) 現場搬入口に交通誘導警備員を設置し、近隣住民の通行や児童の登下校を安全誘導しました。

(3) 現場周囲を巡回し、近隣住民への現状説明を実施しました。

(4) 近隣マンションからのクレーム1件あり。

案件：掘削ボーリング櫓に付着していた泥(砂)が乾き、風に飛ばされ車両に付着した。

対応：掘削ボーリング櫓の関係部位(H-15m)を防音シート及びブルーシートにて囲み、風散を防止しました。

## 3. モニタリング計画

源泉を使用する上で、現況を把握し今後の安定供給をしていくためには非常に重要でありますので、以下のとおり実施致します。

- ・ 温度測定 配管部位（ガスセパレーター前部）にバイメタル式温度計を常用設置し記録します。
- ・ 揚湯量測定 フラッパー式面積流量計を設置し記録します。
- ・ 水位測定 水位センサーを井内（揚湯ポンプ上位部）に設置し、制御盤内の表示部に常時表示して記録します。
- ・ 水質項目 電気伝導率及びpHを測定し、記録します。

モニタリングデータは日毎に記録した数値を「温泉井モニタリング記録表」に記録し、保存します。

# 4. 温泉分析結果

## 温泉分析書

(鉱泉分析試験法による分析)

No. C9709001

- 1.申請者 住所 茨城県つくば市島名4370番地(諏訪C22街区7画地)  
氏名 株式会社アトラ
- 2.源泉名および湧出地 源泉名 東京温泉  
湧出地 東京都墨田区堤通一丁目1番2  
源泉にて採水
- 3.湧出地における調査および試験成績  
①調査及び試験者 ケー・エス環境研究所㈱  
②調査及び試験年月日 令和4年9月15日  
③泉温 40.0°C (気温)29°C  
④湧出量 127 L/分(動力揚湯)  
⑤知覚的試験 弱黄褐色澄明強塩味微泥炭臭ガス発泡有  
⑥pH値 7.4  
⑦電気伝導率 4.50 S/m  
⑧ラドン(Rn) 未測定
- 4.試験室における試験成績  
①試験責任者 ケー・エス環境研究所㈱  
②分析終了年月日 令和4年10月11日  
③知覚的試験 弱黄褐色澄明強塩味微泥炭臭(採取後24時間)  
④密度 1.0197 g/cm<sup>3</sup>  
⑤pH値 7.6  
⑥蒸発残留物 32300mg/kg(180°C)

### 5.試料1kg中の成分:分量および組成

#### (1)陽イオン

成分名		ミリグラム	ミリバル	ミリバル%
水素イオン	H <sup>+</sup>	0.1	未満	0.00
ナトリウムイオン	Na <sup>+</sup>	12280	534.4	90.02
カリウムイオン	K <sup>+</sup>	344.0	8.80	1.48
カルシウムイオン	Ca <sup>2+</sup>	286.0	14.27	2.40
マグネシウムイオン	Mg <sup>2+</sup>	280.0	23.04	3.88
アルミニウムイオン	Al <sup>3+</sup>	0.4	0.04	0.01
マンガン(Ⅱ)イオン	Mn <sup>2+</sup>	0.2	0.01	0.00
鉄(Ⅱ)イオン	Fe <sup>2+</sup>	2.5	0.09	0.02
鉄(Ⅲ)イオン	Fe <sup>3+</sup>	1.2	0.07	0.01
アンモニウムイオン	NH <sub>4</sub> <sup>+</sup>	225.6	12.50	2.11
リチウムイオン	Li <sup>+</sup>	1.6	0.23	0.04
ストロンチウムイオン	Sr <sup>2+</sup>	6.9	0.16	0.03
バリウムイオン	Ba <sup>2+</sup>	1.8	0.03	0.00
陽イオン計		13440	593.6	100

#### (2)陰イオン

成分名		ミリグラム	ミリバル	ミリバル%
フッ素イオン	F <sup>-</sup>	0.3	0.02	0.00
塩素イオン	Cl <sup>-</sup>	20590	580.9	98.32
硫化水素イオン	HS <sup>-</sup>	0.1	未満	0.00
硫化物イオン	S <sup>2-</sup>	0.1	未満	0.00
硫酸水素イオン	HSO <sub>4</sub> <sup>-</sup>	0.1	未満	0.00
硫酸イオン	SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup>	1.4	0.03	0.00
メタ亜ヒ酸イオン	AsO <sub>2</sub> <sup>-</sup>	0.1	未満	0.00
炭酸水素イオン	HCO <sub>3</sub> <sup>-</sup>	580.0	9.51	1.61
炭酸イオン	CO <sub>3</sub> <sup>2-</sup>	0.9	0.03	0.00
水酸イオン	OH <sup>-</sup>	0.1	未満	0.00
沃素イオン	I <sup>-</sup>	39.0	0.31	0.05
臭素イオン	Br <sup>-</sup>	4.3	0.05	0.01
陰イオン計		21220	590.8	100

#### (3)遊離成分

成分名		ミリグラム	ミリモル
硫酸	H <sub>2</sub> SO <sub>4</sub>	0.1	未満
メタ亜ヒ酸	HAsO <sub>2</sub>	0.1	未満
メタケイ酸	H <sub>2</sub> SiO <sub>3</sub>	115.7	1.48
メタホウ酸	HBO <sub>2</sub>	8.3	0.19
非解離成分合計		123.9	1.67

#### 溶存ガス成分

成分名		ミリグラム	ミリモル
遊離二酸化炭素	CO <sub>2</sub>	48.8	1.11
遊離硫化水素	H <sub>2</sub> S	0.1	未満
溶存ガス成分合計		48.8	1.11

#### (4)その他の微量成分

成分名		ミリグラム
総砒素	As	0.001 未満
銅イオン	Cu	0.034
総クロム	Cr	0.003
総水銀	Hg	0.0002 未満
鉛イオン	Pb	0.01 未満
カドミウムイオン	Cd	0.001 未満
亜鉛イオン	Zn	0.007

溶存物質合計(ガスを除く)	34.78	g/kg
成分合計	34.83	g/kg

6.泉質 含よう素-ナトリウム-塩化物強塩温泉 (高張性・中性・温泉)

7.禁忌症、適応症等は別表による

令和4年10月11日

(3東京都温泉分析第  
千葉県柏市篠籠田14  
ケー・エス環境研究

## 5. 可燃性天然ガスの測定結果

### 可燃性天然ガス測定結果報告書

(温泉法施行規則第6条の6第1項に係る測定調査)

No. X9709003

1.分析申請者	住所 茨城県つくば市島名4370番地(諏訪C22街区7画地) 氏名 株式会社アトラ														
2.湧出地及び源泉名	住所 東京都墨田区堤通一丁目1番2 源泉名 東京温泉														
3.源泉の分析書	令和4年10月11日 C9709001 ケー・エス環境研究所(株)														
イ 分析書発行年月日															
ロ 分析書整理番号															
ハ 分析機関															
4.現地における調査及び試験成績	ケー・エス環境研究所(株)														
イ 調査及び試験者	令和4年9月15日														
ロ 調査及び試験年月日	泉温 40.0 °C (気温 29 °C)														
ハ 泉温	127 リットル/分														
ニ 湧出量	2.19:1(当社測定)														
ホ ガス水比															
へ 揚湯方法	<table border="1"> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>自然湧出</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>掘削自噴</td></tr> <tr><td><input checked="" type="checkbox"/></td><td>掘削動力揚湯(水中ポンプ)</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>掘削動力揚湯(エアリフト)</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>その他の掘削動力揚湯( )</td></tr> </table>	<input type="checkbox"/>	自然湧出	<input type="checkbox"/>	掘削自噴	<input checked="" type="checkbox"/>	掘削動力揚湯(水中ポンプ)	<input type="checkbox"/>	掘削動力揚湯(エアリフト)	<input type="checkbox"/>	その他の掘削動力揚湯( )				
<input type="checkbox"/>	自然湧出														
<input type="checkbox"/>	掘削自噴														
<input checked="" type="checkbox"/>	掘削動力揚湯(水中ポンプ)														
<input type="checkbox"/>	掘削動力揚湯(エアリフト)														
<input type="checkbox"/>	その他の掘削動力揚湯( )														
ト 採用した測定方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定方法</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 水上置換法</td> <td>50%LEL</td> </tr> <tr> <td>水上置換—ガスクロマトグラフ法</td> <td>50%LEL</td> </tr> <tr> <td>槽内空気測定法</td> <td>2.5vol%</td> </tr> <tr> <td>ヘッドスペース法</td> <td>25%LEL</td> </tr> <tr> <td>予備的空気濃度測定</td> <td>5%LEL</td> </tr> <tr> <td>予備的空気濃度測定</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>水上置換法、槽内空気測定法ができなかった理由 (水上置換法ができないほどの水の湧出及び水槽はないため)</p>	測定方法	基準値	<input checked="" type="checkbox"/> 水上置換法	50%LEL	水上置換—ガスクロマトグラフ法	50%LEL	槽内空気測定法	2.5vol%	ヘッドスペース法	25%LEL	予備的空気濃度測定	5%LEL	予備的空気濃度測定	—
測定方法	基準値														
<input checked="" type="checkbox"/> 水上置換法	50%LEL														
水上置換—ガスクロマトグラフ法	50%LEL														
槽内空気測定法	2.5vol%														
ヘッドスペース法	25%LEL														
予備的空気濃度測定	5%LEL														
予備的空気濃度測定	—														
チ 測定機器のセンサ方式	<table border="1"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>接触燃焼式ガスセンサ(機種:XP-3118S)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>その他のセンサ</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>ガスクロマトグラフ(検出器: )</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/>	接触燃焼式ガスセンサ(機種:XP-3118S)	<input type="checkbox"/>	その他のセンサ	<input type="checkbox"/>	ガスクロマトグラフ(検出器: )								
<input checked="" type="checkbox"/>	接触燃焼式ガスセンサ(機種:XP-3118S)														
<input type="checkbox"/>	その他のセンサ														
<input type="checkbox"/>	ガスクロマトグラフ(検出器: )														
リ 測定場所	<table border="1"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>温泉井戸</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>温泉井戸に最も近い開口部( )</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>その他(測定場所: )</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>(選定の理由: )</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/>	温泉井戸	<input type="checkbox"/>	温泉井戸に最も近い開口部( )	<input type="checkbox"/>	その他(測定場所: )	<input type="checkbox"/>	(選定の理由: )						
<input checked="" type="checkbox"/>	温泉井戸														
<input type="checkbox"/>	温泉井戸に最も近い開口部( )														
<input type="checkbox"/>	その他(測定場所: )														
<input type="checkbox"/>	(選定の理由: )														
ヌ 測定できない理由															
ル 現地の状況	測定の実施状況を現した写真等 別紙掲載														
ヲ 測定値	100以上 %LEL(基準値 50%LEL) (測定時の酸素濃度8.9%)														
ワ 所見	3回測定他の測定値(%LEL) 100以上(9.2)、3回目は測定せず ( )内は測定時の酸素濃度% 基準値を超えていますので安全対策が必要です														

令和4年10月11日

(3東京都温泉分析第5号  
千葉県柏市篠籠田1455  
ケー・エス環境研究所

安全対策が必要となります。又、温泉採取許可が必要です。

必要な対策

- ・ 溶存ガス：ガス分離装置を設置し、温泉内ガスを分離させ貯湯タンクに送湯する。
- ・ 火気厳禁：火気厳禁及び立ち入り禁止処置として、フェンス等を設置する。

## 墨田区堤通の温泉動力の装置に係る許可基準の適合状況

□許可の基準（温泉法第4条第1項各号）

- ・温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼさないこと（第1号）
- ・公益を害するおそれがないこと（第3号）

基準	本申請の内容
①温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について （平成17年1月17日東京都自然環境保全審議会答申） 制限距離以上を既存源泉からとること。制限距離以内に源泉が存在する場合は、揚湯量の合計が②に示される量以下であること。	制限距離：1000 m 制限距離内に既存源泉等なし
②温泉動力の装置の許可に係る審査基準 （平成10年7月1日東京都告示第724号） <ul style="list-style-type: none"> <li>・吐出口断面積：6 cm<sup>2</sup> 以下</li> <li>・揚湯量：50 m<sup>3</sup>/日以下</li> </ul>	吐出口断面積：5.98 cm <sup>2</sup> 揚湯量：49.25 m <sup>3</sup> /日
③温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて （平成20年9月9日東京都自然環境保全審議会温泉部会決定）	
ア 配慮を要する井戸への影響： 周辺1 km 以内の水道水源井戸又は水道未給水地域における生活の用に供する井戸	配慮を要する井戸なし
イ 配慮を要する湧水への影響： 周辺1 km 以内で、重要な役割を持つとして区市町村が指定又は判断する湧水	配慮を要する湧水なし
<周辺自治体からの申請に対する地下水保全に関する意見> 墨田区：・必要最小限の揚水にご協力いただきたい。 ・敷地内での雨水浸透を計画どおりに実施されたい。 台東区：なし	

# 温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について

平成17年1月17日 東京都自然環境保全審議会 答申

## 1 温泉の許可基準

温泉動力の装置の許可に係る審査基準（平成10年7月1日付東京都告示第724号）（以下「審査基準」という。）の指定地域において、温泉を掘削する場合は、地盤沈下の防止及び源泉間の相互影響への配慮の観点から、既存源泉と新規源泉の深度を比較して深い方の深度に対応した下記の制限距離以上を既存源泉からとること。

掘削深度	制限距離
500mを超える	1,000m
200mを超え500m以下	500m
200m以下	200m

ただし、既存源泉がこれらの制限距離以内に存在する状況においても、既存源泉と新規源泉の揚湯量の合計が、審査基準に規定された量以下であることを確認できる書面を提出できる場合はこの限りでない。

## 2 個人利用に対する指導基準

### (1) 集合住宅での各戸給湯利用

源泉の一日あたりの揚湯量が、審査基準に規定された量を超えない範囲において、一世帯の一日あたりの揚湯量を0.5立方メートル以下とすること。

### (2) 戸建住宅での給湯利用

一日あたりの揚湯量を10立方メートル以下とし、浴槽容量及び利用実態に応じた適正な揚湯量とすること。

## 3 温泉に関する情報の収集及び適正管理の検討

(1) 温泉を掘削しようとする者に対して、掘削地点の地質及び地下水に関する、更なる調査の実施と結果の報告を求めること。

(2) 報告を受けた資料を整理、解析し、温泉の適正管理に関する検討を継続して行うこと。

## 温泉動力の装置の許可に係る審査基準

平成10年 7月 1日 (東京都告示第 724号)  
最終改正 平成20年10月24日 (東京都告示第1339号)

地盤沈下防止の観点から、温泉法(昭和23年法律第125号)第11条第3項により準用する同法第4条第1項の規定に基づく動力装置の許可に係る審査基準を次のとおり定める。

	指定地域	吐出口断面積	一日の揚湯量
1	墨田区 江東区 北区 荒川区 板橋区 足立区 葛飾区 江戸川区	6平方センチメートル 以下	50立方メートル 以下
2	東京都の区域のうち、1に掲げる区域、八王子市の一部(一般国道411号線との交点以北の都道檜原あきる野線、その交点から一般国道20号線との交点(八王子市高尾町)までの都道八王子あきる野線、その交点から都道八王子町田線との交点までの一般国道20号線及びその交点以南の都道八王子町田線以西の区域)、青梅市、あきる野市、西多摩郡日の出町、同郡檜原村、同郡奥多摩町及び島しょ地区を除く区域	21平方センチメートル 以下	150立方メートル 以下

備考 揚湯の状況について、水量測定器及び水位計により確認できること。

## 温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて

平成20年9月9日 東京都自然環境保全審議会温泉部会決定

東京都自然環境保全審議会において審査を行う際、申請のあった地点の周囲の状況についての情報として活用するための井戸・湧水の取扱いについて、次のとおり整理する。

### 1 基本的な考え方

井戸、湧水があることについては、直ちに温泉法で規定されている温泉掘削が公益を害するおそれがあると認めることはできず、許可基準には抵触しない。

井戸、湧水の存在については、審査の参考として資料に記載するものである。

申請者が、許可申請時に周辺状況として必要な井戸、湧水を自ら把握するよう指導しているが、行政としても、申請者の内容を確認する上で、関係機関に照会する。

### 2 井戸

#### (1) 配慮を要する井戸

- ・申請地点の周囲1000m内にある水道事業者の水源井戸
- ・申請地点の周囲1000m内にある水道の供給を受けていない地域(未給水地域)内の生活の用に供する井戸

#### (2) 井戸の把握方法

申請地点に水道を供給する水道事業者に対し、文書で照会し、回答を求める。

### 3 湧水

#### (1) 配慮を要する湧水

- ・申請地点の周囲1000m内にある地域の環境の保全のため重要な役割をもつ湧水として、区市町村が地域指定又は判断している湧水

#### (2) 湧水の把握方法

配慮を要する湧水の有無について、区市町村に対し文書で照会し、回答を求める。

### 4 配慮を要する井戸、湧水への対応

#### (1) 温泉部会

申請された温泉掘削・動力許可が、配慮を要する井戸、湧水に対し影響を及ぼすおそれがあるか検討する。

#### (2) 申請者への指導

温泉部会の検討結果を踏まえ、申請者に対して、配慮を要する井戸、湧水の管理者等と温泉掘削・動力設置の情報及び井戸、湧水に対する影響の把握について話し合うよう指導し、その結果について報告を求める。

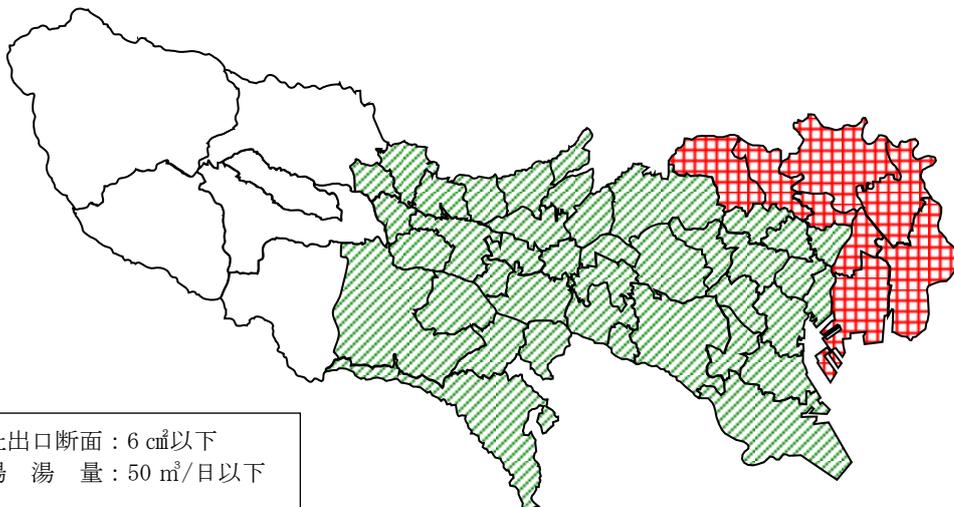
## 東京都における温泉の許可基準に係る指定地域

- 1 可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合の地域 (平成 20 年 10 月 1 日告示 1223 号)  
掘削深度に制限距離を適用する地域 (平成 17 年 1 月 17 日 東京都自然環境保全審議会答申)



	可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合の地域、制限距離規制適用地域		規制なし (島しょ含む)
<p>東京都の区域のうち、八王子市の一部(一般国道 411 号線との交点以北の都道檜原あきる野線、その交点から一般国道 20 号線との交点(八王子市高尾町)までの都道八王子あきる野線、その交点から都道八王子町田線との交点までの一般国道 20 号線及びその交点以南の都道八王子町田線以西の区域)、青梅市、あきる野市、西多摩郡日の出町、同郡檜原村、同郡奥多摩町及び島しょ地区を除く区</p>			

- 2 温泉動力の装置の許可に係る審査基準 (平成 10 年 7 月 1 日 告示第 724 号)



	吐出口断面：6 $\text{cm}^2$ 以下 揚湯量：50 $\text{m}^3$ /日以下
	吐出口断面：21 $\text{cm}^2$ 以下 揚湯量：150 $\text{m}^3$ /日以下
	規制なし (島しょも含む)